

I. 不当廉売関税制度の概要

区分	不当廉売関税
国内法令上の根拠規定	関税定率法第8条 不当廉売関税に関する政令
WTO協定上の根拠規定	GATT第6条 GATT第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定）
措置の概要	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税
措置の適用要件	(1) 不当廉売された貨物の輸入 (2) 国内産業に与える実質的損害等 （当該貨物の輸入が、同種の貨物を生産する産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は産業の確立を実質的に妨げる事実があること） (3) 国内産業保護の必要性
措置の内容	不当廉売差額〔(正常価格) - (輸出価格)] に相当する額と同額以下の割増関税
措置の期間	5年以内 (5年以内の延長が可能)

(※) なお、調査開始後、不当廉売された貨物の輸入及び国内産業に与える実質的な損害が「推定」され、調査期間中に国内産業保護が必要な場合には、調査結果の確定前であっても、4か月間の「暫定措置」を発動することができる。

Ⅲ. 関連法令

関税定率法(抄)

(明治四十三年法律第五十四号)

第一条～第七条 略

(不当廉売関税)

第八条 不当廉売 (貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格(以下この条において「正常価格」という。)より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。)された貨物の輸入が本邦の産業(不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。)に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実(以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。)がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(五年以内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物(以下この条において「指定貨物」という。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額(以下この条において「不当廉売差額」という。)と同額以下の関税(以下この条において「不当廉売関税」という。)を課することができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置(以下この項において「暫定措置」という。)がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物(暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。)(同号及び第三号に該当するものを除く。) 暫定措置がとられていた期間

二 第八項(第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。)の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

イ 不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物

ロ 当該貨物が不当廉売されたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることをその輸入者が知っていた又は知り得べき状態にあつたと

認められる貨物

3 前項の不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。この場合において、当該貨物につき第九項第一号の規定により課された暫定的な関税が納付されているときは、当該不当廉売関税が納付されたものとみなす。

4～6 略

7 第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に対し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

8 政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束(有効期間が五年以内のものに限る。)を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

9 政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠(前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報)により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定ことができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(九月以内で政令で定める期間内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

- 一 当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。
- 二 第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。

10 略

11 政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならない。同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保についても、同様とする。

以下 略

不当廉売関税に関する政令(抄) (平成六年政令第四百十六号)

第一条～第八条 略

(調査の期間の延長)

第九条 財務大臣は、法第八条第六項ただし書（同条第十四項前段において準用する場合を含む。）又は第二十三項ただし書（同条第二十八項及び第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

(証拠の提出等)

第十条 略

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 略

4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二の決定（当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。）及び第十五条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

5 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

第十条の二～第十三条 略

(仮の決定の通知等)

第十三条の二 財務大臣は、法第八条第五項の調査が開始された場合において、同条第八項又は第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、官報で告示するものとする。

(約束の申出等)

第十四条 法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査に係る貨物の輸出者は、同条第七項（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第十八条において同じ。）の規定により政府に対し約束の申出をしようとするときは、その旨、当該約束の申出の内容及び法第八条第五項の調査を完了させることを希望する場合にあってはその旨を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による約束の申出につき法第八条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による受諾がされたときは、速やかに、その旨及び当該約束の内容（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び当該約束の申出をした輸出者により秘密の情報として提供された部分を除く。）並びに同条第五項の調査を取りやめることが決定された場合にあってはその旨、その理由及び当該調査を取りやめる期日又は当該調査を継続することが決定された場合にあってはその旨を、直

接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 3 法第八条第七項の規定により同条第五項の調査に係る貨物の輸出者からされた約束の申出につき同条第八項前段の規定による受諾がされた後当該調査が完了した場合において、当該貨物の輸入につき、政府が、同条第五項に規定する事実がある旨の認定をしたときは、同条第八項前段の規定による受諾がされた約束は消滅しないものとし、当該事実がない旨の認定をしたときは、当該約束は消滅するものとする。ただし、当該事実がない旨の認定が主として当該約束があることを考慮してされたものであるときは、当該約束は消滅しないものとする。
- 4 財務大臣は、前項の認定がされたときは、速やかに、法第八条第八項前段の規定による受諾がされた約束が消滅しない旨又は消滅した旨及びその理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。
- 5 財務大臣は、第三項の規定により約束が消滅する場合のほか、法第八条第八項前段の規定による受諾がされた約束が効力を失ったときは、速やかに、その旨及びその理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

(最終決定前の重要事実の開示)

第十五条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課し、又は同項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）し、若しくは廃止するかどうかの決定までに相当な期間において、当該決定の基礎となる重要な事実を直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

(不当廉売関税を課することの通知等)

第十六条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）すること若しくは廃止すること若しくは同条第九項の規定による措置をとることが決定されたとき又は同条第一項の規定により指定された期間が満了したとき（同条第二十七項の調査が行われている場合を除く。以下この項において同じ。）は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 一 法第八条第一項又は第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 二 法第八条第一項又は第九項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国
- 三 法第八条第一項又は第九項の規定により指定された期間（同条第一項の規定により課される不当廉売関税を廃止するときは、当該廃止の期日を含む。）
- 四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第八条第一項の規定により指定された期間が満了したときを除く。）
- 五 法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することに併せて同条第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたときは、その対象とされる貨物及びその決定の理由
- 六 その他参考となるべき事項

(暫定措置の期間)

第十七条 法第八条第九項に規定する政令で定める期間は、四月以内の期間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は六月以内の期間とし、次の各号のいずれにも該当する場合は九月以内の期間とする。

- 一 不当廉売差額に満たない不当廉売関税を課することについて検討する旨が明らかにされる場合
- 二 法第八条第九項の規定による措置（以下「暫定措置」という。）がとられる貨物の輸出者（当該貨物に占める当該輸出者に係る貨物の割合が相当の割合以上である輸出者に限る。次項において同じ。）が、あらかじめ暫定措置の期間として四月を超える期間を求めた場合
- 2 法第八条第五項の調査に係る輸入貨物の輸出者は、当該貨物に係る暫定措置の期間として四月を超える期間を求めようとする場合には、その旨及びその理由を記載した書面を、同項の調査が開始された日から六十日を経過する日より前に、財務大臣に提出しなければならない。

第十七条の二～第十九条 略

(関税・外国為替等審議会への諮問)

第二十条 財務大臣は、調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）すること若しくは廃止すること又は暫定措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

以下 略

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(抄)

第1条～第5条 略

第6条 証拠

6. 1～6. 7 略

6. 8 利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行うことができる。この6. 8の規定の適用に当たっては、附属書Ⅱの規定を遵守する。

6. 9～6. 14 略

第7条 暫定措置

7. 1～7. 3 略

7. 4 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限るものとし、その期間は、四箇月又は、関係する貿易の著しい割合を占める輸出者からの要請により関係当局が決定する場合であっても、六箇月を超えるものであってはならない。当局が、調査の過程において、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税が損害を除去するために十分であるかないかを検討する場合には、これらの期間については、それぞれ六箇月及び九箇月とすることができる。

7. 5 略

第8条 略

第9条 ダンピング防止税の賦課及び徴収

9. 1 ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。ダンピング防止税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい。

9. 2 いずれかの製品についてダンピング防止税を課する場合には、ダンピング防止税については、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された製品の輸入(すべての輸入源からの輸入。ただし、この協定に定める条件による価格に関する約束が認められた輸入源からの輸入を除く。)につき、それぞれの場合において適正な額を無差別に徴収する。当局は、当該製品の供給者を特定する。もっとも、同一の国の複数の供給者が関係している場合において、これらのすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当局は、当該国を特定することができる。当局は、二以上の国の複数の供給者が関係している場合には、関係しているすべての供給者を特定し又は、これが実行可能でないときは、関係しているすべての国を特定することができる。

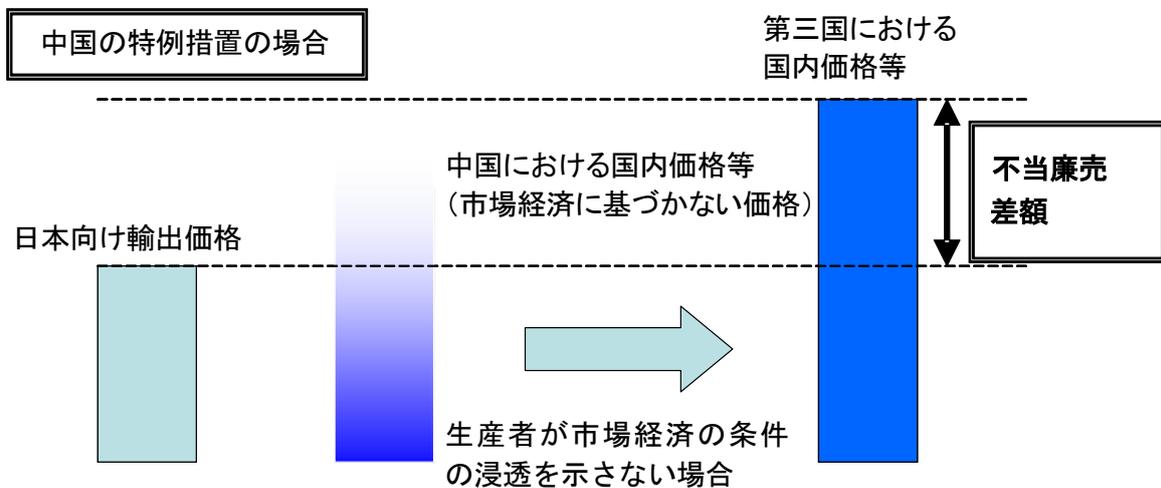
以下 略

IV. 中国に対する正常価格の算定に係る特例措置の概要

WTO加盟国は、中国が平成13年12月11日にWTO加盟した際の加盟議定書により、平成28年12月10日までの間、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合は、不当廉売関税に関して特例措置として、中国における国内販売価格等との厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

具体的には、不当廉売差額を計算する際に、輸出価格と比較する価格（正常価格）として、中国における国内販売価格等ではなく、比較可能な調査対象貨物と同種の貨物を生産している最も近い経済発展段階にある国における国内販売価格等を用いることができることとしている。また、市場経済の条件が浸透している事実には次の事実が含まれるとしている。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- ⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの



(参考)

中国WTO加盟議定書(抄)

第1条～第14条 略

第15条 補助金およびダンピングの決定に際しての価格比較可能性

「1994年のガット」、「1994年の関税および貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(「ダンピング防止協定」)および「SCM協定」は、中国を原産地としてWTO加盟国へ輸入される製品についての手続に適用される。ただし、以下の条件とも合致していることを要する。

(a) 「1994年のガット」第6条および「ダンピング防止協定」の下における価格比較可能性の決定に当たり、輸入国であるWTO加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(中略)

(ii) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産および販売について市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国であるWTO加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中略)

(d) (前略) この条の (a) (ii) の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。(後略)

以下 略

不当廉売関税に関する政令(抄)

(平成六年政令第四百十六号)

第一条 略

(正常価格)

第二条 法第八条第一項に規定する政令で定める価格は、次に掲げる価格とする。

一～三 略

四 当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2 略

3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。)又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(第十条の二において「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。)があることを明確に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いることができる。

以下 略

V. 我が国における不当廉売関税の課税状況

1. 課税が終了した案件

対象貨物	国・地域	調査開始	不当廉売関税率	課税期間
フェロシリコマンガン	中国、ノルウェー、南アフリカ	H3. 11. 29	4. 5%~27. 2%	H5. 2. 3~H10. 1. 31 (中国にのみ課税)
綿糸	パキスタン	H6. 2. 18	2. 1%~9. 9%	H7. 8. 4~H12. 7. 31
ポリエステル短繊維	韓国、台湾	H13. 4. 23	6. 0%~13. 5%	H14. 7. 26~H24. 6. 28
電解二酸化マンガン	豪州	H19. 4. 27	29. 3%	H20. 6. 14~ (暫定措置) H20. 9. 1~H25. 8. 31 (確定措置)

2. 現在課税中の案件

対象貨物	国・地域	調査開始	不当廉売関税率	課税期間
電解二酸化マンガン	スペイン、中国、南アフリカ	H19. 4. 27	14. 0%~46. 5%	H20. 6. 14~ (暫定措置) H20. 9. 1~H31. 3. 4 (確定措置)
トルエンジイソシアナート	中国	H26. 2. 14	69. 4%	H26. 12. 25~H27. 4. 24 (暫定措置)

3. 課税に至らなかった案件

対象貨物	国・地域	調査開始	備考
カットシート紙	インドネシア	H24. 6. 29	H25. 6. 26 課税しないことを決定